

## ○登記の申請をしたところ、登記所から「補正が必要なので来庁してください」との連絡がありました。どうしたらよいのですか？

(情報番号1309 全1頁)

### 1 「補正」と「取下げ」について

登記所の登記官は、登記の申請書を受け付けたときは、必要な事項を調査して、申請に応じた登記をするのか、あるいは申請を却下するのかを決定します。

原則的に、申請書の記載に誤りがある場合は、登記をすることはできませんが、その誤りが即日訂正できるような軽微なものである場合などには、申請人が誤りを訂正すれば、最初から適正な申請があったものとして登記をすることができます。このように、申請人が、申請書の軽微な誤りを訂正することを、「補正」といいます。

また、申請書の記載に重大な誤りがあって、すぐに補正できないような場合は、申請人は登記の申請を取り下げることができます。この場合は、登記の申請は初めから無かったこととなります。このような手続を「取下げ」といいます。

### 2 補正の方法について

申請書を補正する場合は、登記所に赴いて、担当官の指示に従って申請書の記載を訂正してください。訂正印は、申請書に押印した印鑑と同じ印を使用しなければなりませんので、御注意ください。

### 3 取下の方法について

登記の申請を取り下げる場合は、「取下書」に必要な事項を記載しなければなりません。申請書に押印した印鑑と同じ印が必要になりますので御注意ください。

取下書の記載方法等については、法務局又は地方法務局の職員にお尋ねください。

また、納付した登録免許税は、現金還付や印紙の再使用証明など、申請人が選択した方法で還付されますので、どの方法を希望するか、登記所の職員に申し出てください。